

女性の活躍推進地域貢献活動評価（管理職目標設定関係）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、事業者が「将来の女性の管理職比率又は管理職数の目標値を、期限を設定して取り組むこと」（以下、「目標値」といふ。）を、地域貢献活動として評価するための手続等について定める。

（定義）

第2条 この要領において「女性の管理職比率」とは、事業者が管理職として定める職の全数に占める女性の割合をいう。

2 この要領において「正規従業員」とは、雇用期間を定めずに雇われている常用労働者うち、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

（評価対象事業者）

第3条 県内に本店又は支店を有する事業者で、少なくとも1人以上の女性の正規従業員を雇用している事業者とする。

（評価方法）

第4条 評価は、別紙「女性の活躍推進評価書」（以下、「評価書」という。）により行うものとし、次の基準を満たすことを要件とする。

- (1) 評価書及び添付資料の記載内容に不備や虚偽がないこと。
- (2) 目標値が、評価書を提出した時点での女性の管理職比率又は管理職数（以下、「現状値」という。）より高い値となっており、目標期限が5年を超えない範囲内で設定されていること。ただし、目標値を女性の管理職比率としている事業所が、既に40%以上を達成している場合にあっては、40%を下回らない範囲内であれば、現状値より低い目標値を設定することができる。

（入札参加資格審査格付制度に係る確認書発行の有効期間）

第5条 事業者は、評価書の有効期間（評価書の提出日から2年間とする。ただし、目標期限が2年以内の場合は、目標期限が到来する日までとする。）内は、競争入札参加資格審査における地域貢献活動項目（「福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱」で定める地域貢献活動評価項目及び「福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱」に定める地域貢献活動項目をいう。）に該当するものとして、県に地域貢献活動評価申請に係る確認書の発行を求めることができる。

（評価書の有効期間の延長）

第6条 事業者は、目標値及び目標期限を変更せず、継続して目標達成に取り組む場合、評価書に女性管理職の状況を記載し、県に提出することで、前条の有効期間を延長することができる。

2 延長の手続きは、有効期間の満了日の2ヶ月前から行うことができるものとする。

3 延長される有効期間は、前条の有効期間に引き続く2年間とする。ただし、目標期限が2年以内に到来する場合は、目標期限が到来する日までとする。

(目標値の再設定)

第7条 事業者は、目標期限内に目標値を達成した場合、新たな目標値、目標期限を設定した評価書を作成し、県に提出することができる。

(新たな評価書の提出ができない事業者)

第8条 評価書を提出した事業者は、目標期限において、現状値からの改善がない場合、当該評価書に定めた目標期限から2年を経過するまでの間、新たな評価書を提出することができない。

(目標値等の公表)

第9条 県は、評価書に記載された内容を別紙「女性の活躍推進企業一覧表」に取りまとめ、定期的に福岡県のホームページ上で公表するものとする。

(名称等の変更)

第10条 事業者は、評価書に記載した、事業者名、代表者名、所在地、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに、当該変更内容を別紙「女性の活躍推進評価書変更届」により県に届け出なければならない。

(評価書の撤回)

第11条 事業者は、既に提出している評価書を撤回する場合は、別紙「女性の活躍推進評価書撤回届」(以下「撤回届」という。)を提出するものとする。なお、撤回届の提出後、2年を経過するまでの間、新たに評価書を提出することができない。

(進捗状況等の調査)

第12条 県は、評価確認書を提出した事業者に対して、必要に応じ、進捗状況等に関する報告を求めることができる。

(その他)

第13条 当該評価等に関する事務は、人づくり・県民生活部女性活躍推進課において行う。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。